# 国における再エネ関連委員会等開催状況(2023.8月分)

月日	内容
8/3	第 47 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会/電力・ガ
	ス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 系統ワーキンググループ
	出典:経済産業省ウェブサイト
	https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/keito_wg/047.html を基にして作成
	●再生可能エネルギー出力制御の抑制に向けた取組等について
	● 日本版コネクト&マネージについて
	●系統連系に関する各地域の個別課題について
8/7	第9回 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ
	出典:経済産業省ウェブサイト
	https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/009.html を基にして作成
	●説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方(案)
	※トピックスにポイントを記載
8/9	第5回再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会
	出典:経済産業省ウェブサイト
	https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/disposal_recycle/005.html を基にして作成
	●これまでの検討会におけるヒアリングでの主な御意見
	●太陽光パネルの含有物質の情報提供に関する方向性の検討
8/23	第 23 回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス
	持続可能性ワーキンググループ
	出典:経済産業省ウェブサイト
	https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/shin_energy/biomass_sus_wg/023.html を基にして作成
	● ライフサイクル GHG に係る情報開示・報告について
	●持続可能性に係る認証取得状況について(報告)
	●持続可能性に係る新たな第三者認証スキームの追加要請について
8/29	太陽光パネルの適正なリユース・リサイクルに向けた新たな実証事業
	出典:東北電力ウェブサイト
	https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1236891_2558.html を基にして作成
	●東北電力による標記事業は、環境省「令和 5 年度 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品
	及びベース素材の全体最適化実証事業」に採択された。
	●本年秋頃を目途に、この新たな実証事業を開始する。

# ※青文字部分を Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクされます

### 再エネ等動向調査(R5.8) トピックス

第9回再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ

出典:経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\_gas/saisei\_kano/kyosei\_wg/009.html を基にして作成

## ●説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方(案)

・説明会等の認定要件化に関する下記①~⑥の各論点について、これまでの会合における委員等からの御指摘や前回 会合における自治体・事業者団体からのヒアリングなどを踏まえ、具体的な詳細設計の考え方(案)の議論がなされた。

# 1. 説明会等の認定要件化 ① 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲 ② 説明会の内容 (説明事項・議事等) ③ 「周辺地域の住民」の範囲 ④ 説明会の開催時期・回数 ⑤ 説明会に関するその他の論点 ⑥ 説明会以外の方法による事前周知

- 2. 認定事業者の責任明確化(監督義務)
- 監督義務の内容・委託先との契約に含めるべき事項等
  - 3. 違反状況の未然防止・早期解消の措置
- ① 交付金の一時停止 (積立命令) の発動タイミング
- ② 交付金の取戻要件
  - 4. 太陽光パネルの増設・更新に関するルール
- 太陽光パネルの増設・更新に伴う適正な廃棄の確保

議論を踏まえてまとめられた案の主なものは、以下のとおり。

①説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 (※2)	<b>屋根設置</b> ※住宅用太陽光を除く	低圧(50kW未満) ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)外 周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア(※1)内	<u>事前周知を</u> 要件としない	事前周知を 要件としない (努力義務として求める)	説明会以外の手法での 事前周知を求める (※3、※4)	<u>説明会の開催を求める</u> (※ 4)

- (※1)①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP 認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア。
  - ②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア。
  - ③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア。
- (※2)10kW 未満の太陽光発電事業を指す。
- (※3)説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再工ネ発電事業がある場合には それらの複数の電源を合計した出力が 50kW 以上となる場合には、説明会の開催を求める。
- (※4)FIT/FIP 認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再工ネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再工ネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。(なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書(概要報告書)を提出する等の所要の手続を行う必要がある。)

### ②説明会の内容

項目	説明事項
① 事業計画の内容	<ul><li>&gt; 電源種、設置形態、出力規模などを説明する。</li><li>&gt; 実施場所については、図面やイメージ写真を用いて説明する。</li></ul>
② 関係法令遵守状況	<ul> <li>説明対象とする関係法令は、以下のものとする。</li> <li>①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可</li> <li>②上記①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等</li> <li>③条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等</li> <li>〉上記①~③の手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制(「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について(2023年5月25日・関係省庁申合せ)」が一つの指針となる。)などを説明する。</li> </ul>
③ 土地権原取得状況	▶ 土地権原の有無と土地権原取得状況を説明する。
④ 事業に関する工事概要	▶ 予定する工事のスケジュール (運転開始予定日を含む。) などを説明する。
⑤ 関係者情報	▶ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul> <li>考えられる安全面・景観・自然環境・生活環境への影響とその予防措置の説明に当たっては、単に影響はないと説明するだけではなく、仮に影響が及ばない場合であっても、そのように考えられる理由を具体的に説明することが必要ではないか。</li> <li>分かりやすい説明を行うためには、どのような方法(例:イメージ写真等)があるか。</li> <li>特に生活環境への影響については、反射光・騒音・臭いなど電源種別の特徴や考えられる影響を考慮した説明が必要ではないか。</li> <li>再工ネ発電事業の廃棄・リサイクルについて、どのような説明(例:廃棄計画、廃棄予定日、設備に含まれる有害物質等)を行うことが効果的か。</li> </ul>

→ ⑥事業の影響と予防措置に係る説明事項については、各電源の特性等を分析した上で、次回以降の本WGで検討する。

### ③周辺地域の住民の範囲

- ・事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を基本とした上で、
- ・自治体の事務負担に配慮しながら、設置場所等を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う観点から、説明会開催が要件として求められる事業については、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える(市町村から意見がない場合には、①の範囲が適用される)こととしてはどうか。

### ④説明会の開催時期・回数

### 【開催時期】

- ・あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備設置場所や規模(出力)を確定させた上で、FIT/FIP 認定を申請するというフローが基本であること。
- ・また、説明会における住民の意見・質問等を踏まえ、事業者が対応を検討する十分な期間の確保も必要となる。
- ・説明会は、FIT/FIP認定申請の一定期間前(例:3ヶ月前)までに実施することを求めてはどうか。
  - ※周辺地域住民への影響が大きい場合には、これに加えて事業実施の早期段階(例:関係法令における許認可等の申請前)おいても説明会の開催を求めてはどうか。

### 【開催回数】

- 適切なコミュニケーションを図ることのできる規模で説明会が開催される必要があることから、同じ内容の説明会を何回かに 分けて開催することが必要となる場合がある。
- ・説明会開催後も、住民からの質疑等が多い場合などは、同一の住民を対象に複数回の説明会の開催が必要となる場合 がある。
- ⑤説明会に関するその他の論点、⑥説明会以外の方法による事前周知は割愛しました。

+電源別の説明事項各電源共通での説明事

各電源共通での説明事項